

○国立大学法人三重大学名義使用取扱要項に関する申合せ

(平成 23 年 11 月 22 日申合せ第 709 号)

改正 平成 30 年 9 月 20 日

第 1 この申合せは、国立大学法人三重大学名義使用取扱要項(以下「要項」という。)第 10 の規定に基づき、名義使用許可に関し、必要な事項を定める。

第 2 名義使用を許可することができる基準は、要項第 5 に規定する事業内容であるもののほか、次の各号によるものとする。

一 許可できる場合

イ 公益性があると認められる場合

ロ 本学にとって有益であると認められる場合

二 許可できない場合

イ 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められる場合

ロ 運営方法が、公正でないと認められる場合

ハ 特定の主義・主張の浸透を図ることを目的とすると認められる場合

ニ 座談会のような対象が極めて限定されたものと認められる場合

ホ その他、本学の運営の目的及び内容に照らし、適当でないと認められる場合

附 則

この申合せは、平成 23 年 11 月 22 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 30 年 9 月 20 日から実施する。